

## 公表制度と表示制度の違いについて

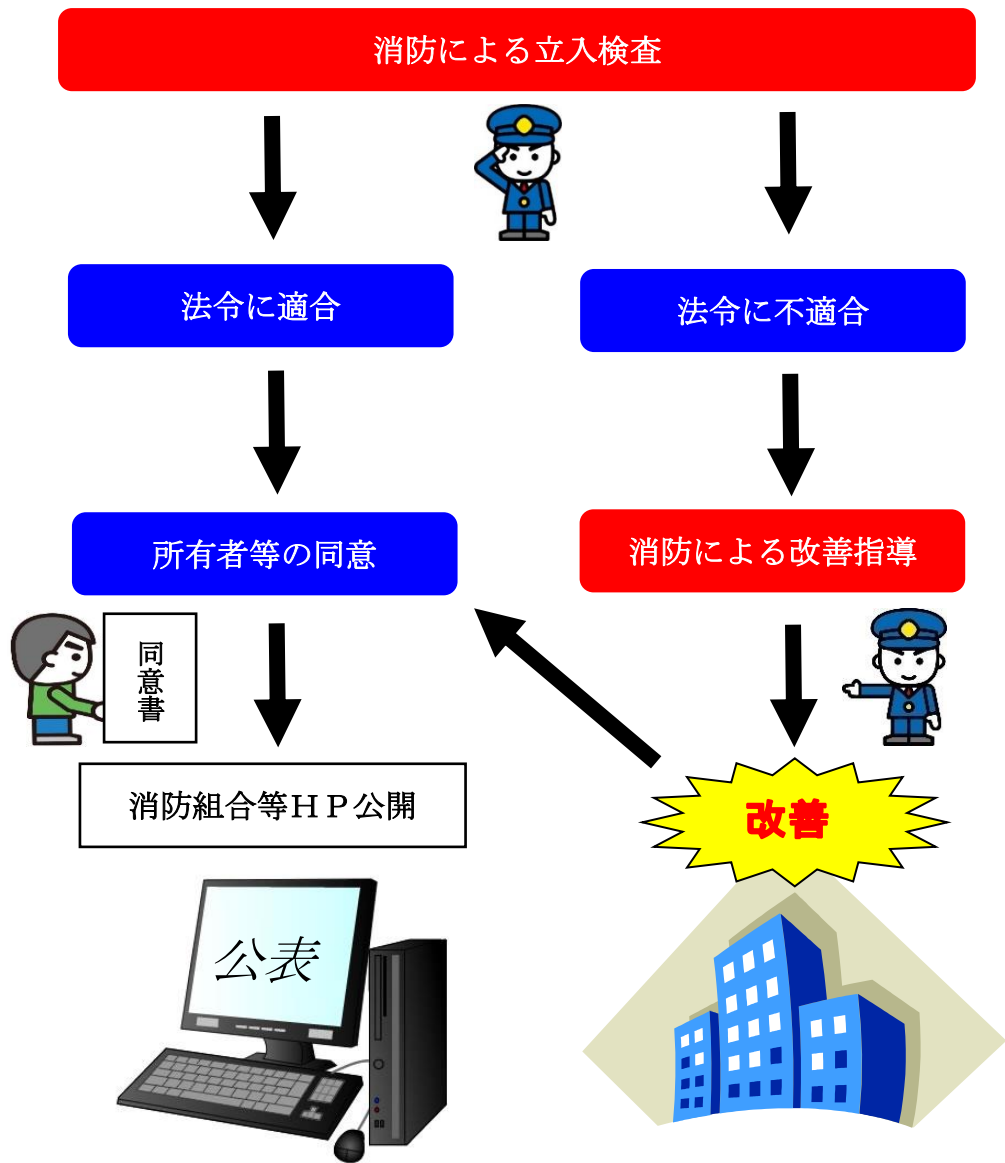
福山地区消防組合が独自の制度として実施している「防火・避難基準適合防火対象物公表制度」（**公表制度**）と、国が定めて、全国統一的に実施している「防火対象物に係る表示制度」（**表示制度**）は、どちらも建物の安全情報を利用者に届けるという点では同じですが、消防行政の制度への関わり方の違いなどから、次のような相違点があります。

	<b>公表制度</b>	<b>表示制度</b>
制度における消防行政の関わり方	適合施設を安全情報として利用者に届けることにより、当該施設の所有者等における、継続して適法に維持管理するという意識の高揚を図るとともに、不適合施設に対しては、現行の法的枠組みで規定されている行政の役割を厳格に果たすことを基本として、早急に改善するよう働きかけを行うものです。	適合施設の所有者等からの申請に基づき、適マークを交付することにより当該施設の安心安全に対する取組を、消防行政として奨励し、安全情報を利用者に届けるものです。



対象施設	① <u>全てのホテル・旅館</u> ②その他、不特定多数の人が利用する施設で一定の規模及び様態の施設	<u>ホテル・旅館のうち、3階以上で防火管理者の選任義務がある施設</u>
安全情報の伝達方法	適合施設をホームページへ掲載	適マークを施設等に掲出
安全情報の範囲	対象施設がある敷地全体	対象施設がある建物の全部又は対象施設の部分
安全情報の確認方法	消防職員による施設への <u>立入検査</u> (1年に1回以上必ず実施)	防火対象物点検結果報告書、定期調査報告書等の <u>書類審査</u>
行政措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合施設は関係者の同意を得て公表</li> <li>・<u>不適合施設には改善指導等を実施</u></li> </ul>	関係者からの申請に基づき書類審査を行うため、基本的に改善指導の端緒になりにくい。

# 公表制度



# 表示制度

